

環境に優しい小水力発電施設を 見学し新たな農業土木工事への 関心を深めました

伊太発電所



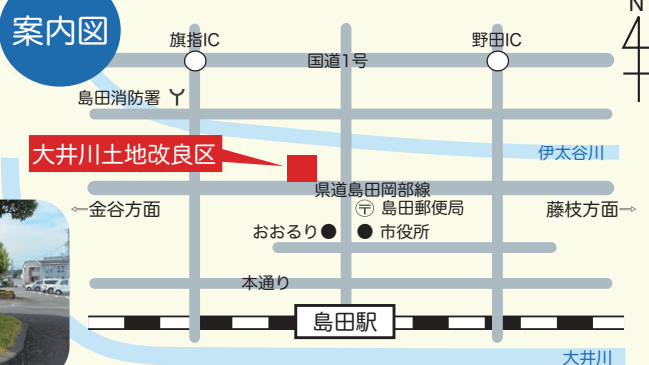
令和3年1月29日 静岡県立静岡農業高等学校環境科学科2年生の皆さん

目次

ごあいさつ	2~3
会計報告	4~5
事業報告	6
お知らせ	7~8



案内図



ごあいさつ



大井川土地改良区
理事長 内田幸男

組合員並びに関係者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より大井川土地改良区の運営及び事業推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、社会経済活動や移動が制限されているため、本土地改良区でも感染拡大の防止対策として各種会議等の縮小開催を余儀なくされており、本年3月開催の第71回通常総代会も、前回と同じく書面議決方式により開催し、全議案を承認・可決させていただきました。

やむを得ないことは存じますが、組合員の皆様とお会いする機会が減っていることから、昨年は総代と役員の皆様にご出席いただき、地区別の情報交換会を開催いたしました。今年も同様な取り組みを実施し、ご意見等を業務に反映させてまいりたいと考えております。

なお、現在の役員(理事、監事)の任期が令和4年3月31日までであり、次回の通常総代会において役員選挙を予定しておりますので、円滑に選出されますようご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年度の水稲の状況につきましては、7月の長雨による生育不良や8月の高温障害、9月に入ってからウネカによる坪枯等の被害が発生し、残念な状況が見受けられた地区がありましたが、大井川用水につきましては、過不足や大きな事故もなく、順調に供給できたと考えており、これも皆様のご尽力のたまものと感謝しております。

懸案となっているリニア中央新幹線静岡工区への対応につきましては、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議の委員及び大井川利水関係協議会の会員としてJR東海との協議に参加しており、今後も静岡県並びに流域の市町及び土地改良区等の利水団体と連携し、大井川の水を1滴たりとも減らさないこと、流域住民の理解が得られるまではトンネル工事に着手しないこと等を最低限の条件として主張してまいります。

また、本土地改良区では、島田市伊太及び細島の小水力発電所、藤枝市源助の太陽光発電所を運営し、これらの施設による売電収益を土地改良施設の維持管理費等の財源の一部としておりますが、貴重な自主財源であるだけでなく、脱炭素社会に資する再生可能エネルギーでもあるため、静岡県と連携し、さらなる施設の設置に向けて調査・検討してまいります。

結びに、今後とも組合員の皆様のご期待に応えられるよう役職員一同職務に精励する所存でございますので、より一層のお力添えをお願い申し上げるとともに、今年こそ天候に恵まれ、豊穡の秋を迎えられることと、皆様の益々のご健勝を心から祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

第71回 通常総代会

令和3年3月23日(火) 於：大井川土地改良区

本総代会は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染防止対策として、書面による議決方式を取り、議長及び議事録記名人並びに役員にご出席頂き、本総代会を縮小して開催いたしました。



議 事

- ・ 令和元年度一般会計・特別会計事業報告及び決算報告について
- ・ 令和2年度一般会計・特別会計補正予算について
- ・ 過年度未収賦課金の不納欠損処分承認について
- ・ 委員会規程の一部改正について
- ・ 維持管理計画書の一部改正について
- ・ 令和3年度一般会計・特別会計予算について

以上上程された議案については全て書面により承認、可決されました。

ごあいさつ



関東農政局
西関東土地改良調査管理事務所
所長 小嶋義次

4月1日付けで着任しました小嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
大井川土地改良区の皆様には、日頃より農業農村振興に向けた各種施策の推進に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、国営大井川用水農業水利事業で整備された農業水利施設につきまして、適切な施設の運用や維持管理をしていただき心より感謝を申し上げます。

さて、本年3月23日に令和3年度を起点とする新たな土地改良長期計画が閣議決定されました。新たな計画では、生産基盤の強化による農業の成長産業化、多様な人が住み続けられる農村の振興、農業・農村の強靱化を実現していくものです。現在、新型感染症が問題となる中で「新たな日常」に変わりつつあり、また、農業分野における通信・デジタル制御技術活用の加速化や、田園回帰の動き、持続可能な社会に資する農村への期待の高まりなど、新たな時代が到来しつつあります。より一層、多様な人々による「地域を支える取り組み」が、農業農村の発展に欠かせないものとなっております。

当事務所においても関係する皆様方と連携して関連施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、大井川土地改良区の皆様はこの一年のご清祥と豊穰を祈念申し上げまして、挨拶の言葉とさせていただきます。



志太榛原農林事務所
所長 岩崎敏之

大井川土地改良区組合員の皆様には、日頃から静岡県が進める農業農村整備事業の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年の大井川の流況につきましては、昨年冬期の少雨により、農業用水は1月15日から10%の取水制限を行っていましたが、春先の降雨により流況が改善し、3月22日節水対策は解除されました。組合員の皆様方には節水対策に御協力を頂き、誠にありがとうございました。今年も水稻の作付が順調に進むことを祈念しております。しかし、大井川の水に限りのあることは変わりませんので、引き続き、組合員の皆様は互譲の精神に基づき、営農を進めていただきたいと思いますと考えております。

さて、改良区関連事業につきましては、現在、県営事業により改良区が管理している青木頭首工の改修工事を進めております。工事期間中は営農に極力支障のないように改良区と調整しながら工事を進めており、令和4年度完了に向けて工事の円滑な進捗に努めてまいります。

また、志太榛原農林事務所関連事業につきましては、個別の事業のほか、担い手農家への農地の集積・集約を進め、地域の営農を維持・継続するために、「人・農地プランの実質化」、「多面的機能支払い」の取組拡大等関連業務も多岐にわたって展開し、今後も改良区・関係市町とも情報共有、連携しながら志太・榛南地域の農業振興を図ってまいりたいと考えておりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和2年度 大井川土地改良区功労者表彰

永年にわたり水利管理人を務められた4名の方々が表彰されました。長い間、当土地改良区にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

水利管理人			
地 区	氏 名	管 理 施 設	期 間
島 田	岩倉二三男	伊太谷川7号取水口	10年9ヶ月
藤 枝	堀田 良雄	五百間用水路3号取水門	10年9ヶ月
牧之原	中山 博雄	坂部川崎用水取水口	10年9ヶ月
吉 田	八木 勝	大幡川支線高畑取水門 取水口	10年9ヶ月

(敬称略)

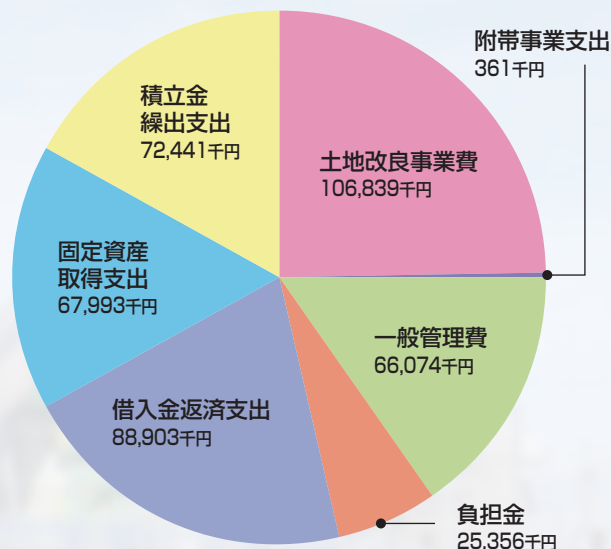
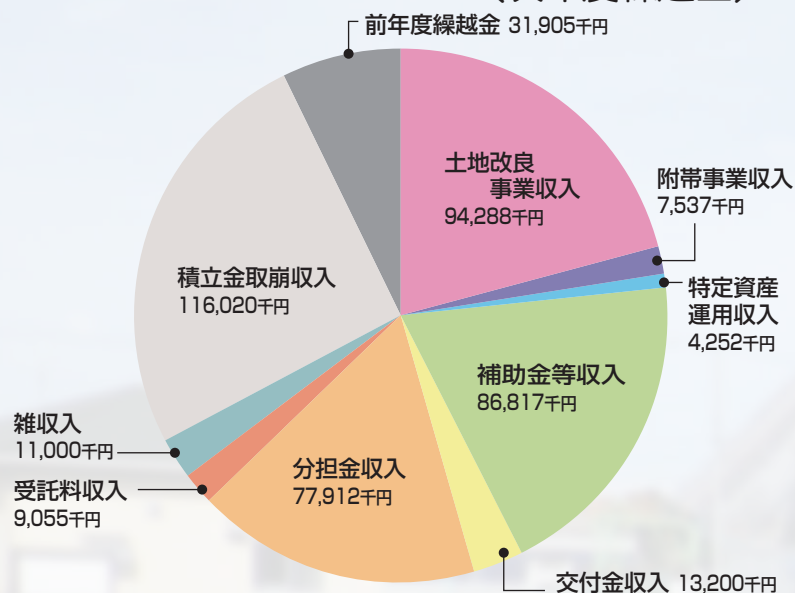
会計報告（令和元年度決算・令和3年度予算）

令和元年度一般会計決算

【収入】 451,986千円

【支出】 427,967千円

〔次年度繰越金〕 24,019千円



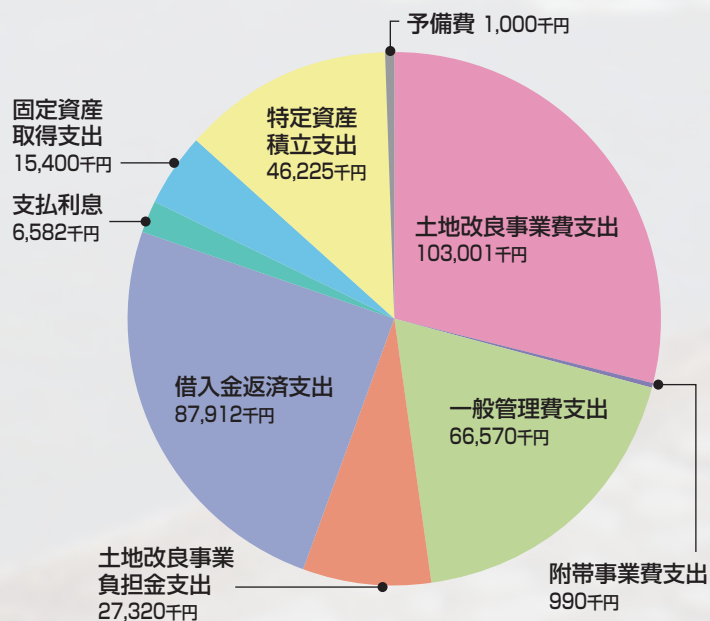
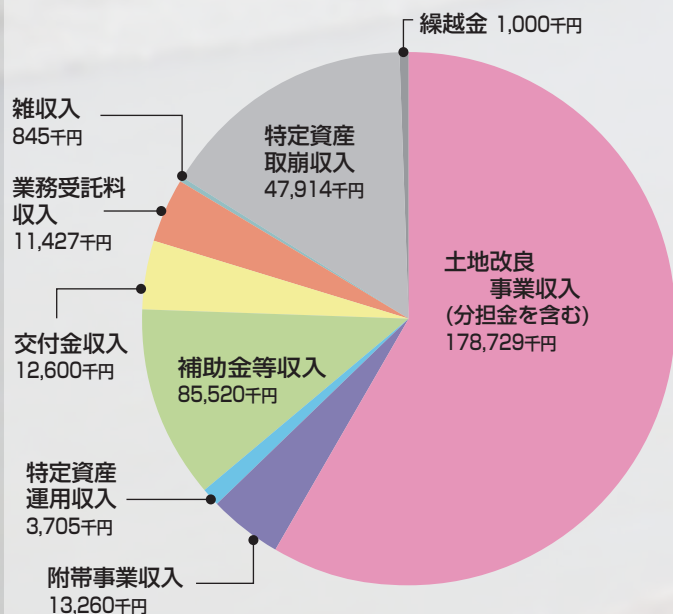
- 土地改良事業収入は、賦課金・農地転用決済金等です。
- 附帯事業収入は、太陽光発電事業を含みます。
- 補助金等収入は、県や市町からの補助金・交付金などです。
- 分担金収入は、国・県営事業負担金の借入金償還元金です。
- 積立金取崩収入は、財源不足額を積立基金から取崩したものです。

- 土地改良事業費は、施設の修繕工事費や維持管理費などです。
- 附帯事業支出は、太陽光発電事業の経費です。
- 一般管理費は、事務管理経費や役職員人件費などです。
- 負担金は、県営事業に対する土地改良区負担金等です。
- 借入金返済支出は、国・県営事業負担金の借入金償還元金などです。
- 固定資産取得支出は、施設の新設工事費等です。
- 積立金繰出支出は、農地転用決済金等を積立基金に積立したものです。

令和3年度一般会計予算

【収入】 355,000千円

【支出】 355,000千円



- 附帯事業収入は、太陽光発電事業を含みます。

- 附帯事業支出は、太陽光発電事業の経費です。

令和元年度 伊太発電所施設特別会計決算

この会計は、伊太発電所の運営の一切の経費に関するものです。

【稼働実績】

- 1 運 転 日 数 356日 (稼働率：97.3%)
- 2 発電電力量 4,460千Kwh
- 3 売電電力量 4,353千Kwh (発電電力量との差は自家消費量)

(単位：千円)

区分	項 目	金 額	備 考
収入	売 電 収 益	137,085	売電単価 31.32円・31.9円/kwh
	繰 越 金 等	5,012	前年度繰越金等
	計	142,097	
支出	運転直接経費	24,730	発電施設管理費
	繰 出 金	48,000	大井川土地改良区 34,224
			大井川右岸土地改良区 9,312
			金谷土地改良区 3,744
			神座土地改良区 720
	引 当 金 積 立 金	63,501	修繕・退職・欠損調整・建設改良各積立金
	計	136,231	
次年度繰越金		5,866	

令和3年度 伊太発電所施設特別会計予算

【稼働見込】

- 1 運 転 日 数 346日 (稼働率：94.8%)
- 2 発電電力量 4,300千Kwh
- 3 売電電力量 4,181千Kwh (発電電力量との差は自家消費量)

(単位：千円)

区分	項 目	金 額	備 考
収入	売 電 収 益	133,397	売電単価 31.9円/kwh
	繰 越 金 等	333	前年度繰越金等
	計	133,730	
支出	運転直接経費	46,543	発電施設管理費
	繰 出 金 等	54,400	大井川土地改良区 38,787
			大井川右岸土地改良区 10,554
			金谷土地改良区 4,243
			神座土地改良区 816
	引 当 金 積 立 金	32,687	修繕・退職・欠損調整・災害準備建設改良各積立金
	予 備 費	100	
	計	133,730	

令和元年度 細島発電所施設特別会計決算

この会計は、細島発電所の運営の一切の経費に関するものです。

【稼働実績】

- 1 運 転 実 績 352日 (稼働率：96.2%)
- 2 発電電力量 212千Kwh
- 3 売電電力量 203千Kwh (発電電力量との差は自家消費量)

(単位：千円)

区分	項 目	金 額	備 考
収入	売 電 収 益	7,509	売電単価 36.72円・37.4円/kwh
	繰 越 金 等	652	前年度繰越金等
	計	8,161	
支出	運転直接経費	2,684	発電施設管理費
	繰 出 金	2,000	交付金等特別会計繰出
	引当金・積立金	2,841	修繕・建設改良各積立金
	計	7,525	
	次年度繰越金	636	

令和3年度 細島発電所施設特別会計予算

【稼働見込】

- 1 運 転 日 数 347日 (稼働率：95.3%)
- 2 発電電力量 210千Kwh
- 3 売電電力量 184千Kwh (発電電力量との差は自家消費量)

(単位：千円)

区分	項 目	金 額	備 考
収入	売 電 収 益	6,867	売電単価 37.4円/kwh
	雑 収 入	103	前年度繰越金等
	計	6,970	
支出	運転直接経費	4,528	発電施設管理費
	繰 出 金	500	交付金等特別会計繰出
	引当金・積立金	1,892	修繕・建設改良各積立金
	予 備 費	50	
	計	6,970	

令和元年度 発電所施設交付金等特別会計決算

この会計は、伊太発電所施設特別会計及び細島発電所施設特別会計から交付される金額の使途を明らかにしたものです。

(単位：千円)

区分	項 目	金 額	備 考
収入	交 付 金	34,224	伊太発電所会計交付金
	繰 入 金	2,000	細島発電所会計繰入金
	繰 越 金 等	1,018	前年度繰越金等
	計	37,242	
支出	工 事 費	14,454	用水路等修繕工事
	維持管理費	19,321	用水施設電気料等
	委託業務費	2,947	施設点検委託費等
	計	36,722	
次年度繰越金		520	

令和3年度 発電所施設交付金等特別会計予算

(単位：千円)

区分	項 目	金 額	備 考
収入	繰 入 金	38,787	伊太発電所会計繰入金
		500	細島発電所会計繰入金
	繰 越 金 等	103	前年度繰越金等
	計	39,390	
支出	工 事 費	10,275	用水路等修繕工事
	維持管理費	28,725	用水施設電気料等
	委託業務費	340	施設巡視委託費等
	予 備 費	50	
計		39,390	

令和２年度に実施した主な事業

■団体営ため池等整備事業

工事名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
小石川第7号水門撤去工事	焼津市焼津二丁目	16,071	制水門および取水口撤去・護岸復旧



施工前



施工後

■団体営農業基盤整備促進事業

工事名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
芝地幹線用水路転落防止柵設置工事 ほか5件	島田市・藤枝市・焼津市	合計46,035	転落防止柵L=2,084m

(用水路別内訳: 芝地幹線 L=501m 大官島(2件)L=1,173m 柳久保1号 L=230m 柳久保3号 L=62m 柳久保5号 L=118m)



施工前

芝地幹線用水路



施工後

■土地改良施設維持管理適正化事業

工事名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
中央用水路第4号取水門整備工事	島田市井口	8,712	スライドゲートから自動転倒ゲートへ更新



施工前
スライドゲート



施工後
自動転倒ゲート

令和３年度に実施する主な事業

施設名	事業区分	工事場所	施工内容
青木頭首工	県営事業	藤枝市内	ラバーダムの新設
一番用水1号・2号・3号取水門	適正化事業	藤枝市内	老朽化した水門の更新
瀬戸川右岸幹線	適正化事業	藤枝市内	老朽化した水門の更新、安全施設

お知らせ

令和3年度 大井川土地改良区配水計画

土地改良法の一部改正に伴い、用水の適正な管理と配分調整ルールを定めるため、土地改良区では、水利使用規則に定められた頭首工ごとに利水調整規程を定めました。

この規程による配水ブロックごとの配水期間、配水量は、HPに掲載してあります。

大井川土地改良区

検索

みんなで守ろう 「命の水」大井川用水

大井川用水は、地域の農業用水、生活用水などの大きな役割を果たしています。しかし、近年環境の変化やゴミ問題により下流部では通水に支障が出ています。

皆様にとって「命の水」である大井川用水が行き渡るように、イベントへの参加など川や水路をきれいに使ってもらえるよう広報活動にも取り組んでいます。

農業に携わる方はもちろん、地域の皆様のご協力がこれからの大井川用水を守っていくことに繋がります。ご協力をよろしくお願いいたします。



役員の改選

当土地改良区の現役員は、令和4年3月31日をもって任期満了となります。これに伴い、令和4年3月23日に通常総代会において役員選挙が行われます。

なお、理事及び監事は、土地改良区の必須常置の機関として、定款、規約、諸規程及び総代会の議決に従い、対内的にも対外的にも土地改良区の運営について重要な役割を果たす立場にあります。

役員任期：令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

1 理事

被選挙区	被選挙区域	員内理事定数	員外理事定数
第1区	島田市	3	1
第2区	藤枝市	3	1
第3区	焼津市	7	1
第4区	吉田町 牧之原市	3	2

2 監事

被選挙区	被選挙区域	定数
全区	全区域	4

新人職員の紹介

総務課

菅沼紅里

今年度より大井川土地改良区で働かせていただきます。今はまだ知識が浅いですが、日々1つでも多くのことを学び、大井川土地改良区や農家の皆様、地域に貢献できるよう頑張りたいと思います。



事業課

和田 諒

今年度から大井川土地改良区にて働かせていただいています。まだまだわからないことばかりですが、一日でも早く皆さまのお役に立てるように、努力を重ねていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。



お知らせ



本年度賦課金の納期限は8月5日(木)です。

- * 口座振替納付を指定の方は、前日までに指定口座の残高確認（又は入金）をお願いします。
- * 残高不足等、諸事情により振替できなかった場合は、令和3年8月31日(火)に再振替を行います。

賦課金の納入について

- * 賦課金が納入期限までに納入されない場合、10月1日を以って督促状を送付して早期納入を促します。
- * 督促状発送後も納入されない方には、延滞金が加算されますので、ご注意ください。

賦課金とは？

- ・ 賦課金は、田んぼに、水を供給するために必要な施設（幹線水路等）の年間にかかる維持管理費など土地改良区の運営費に充てられます。
- ・ 改良区の土地台帳を基に面積に応じて組合員の皆様にご負担いただいているものです。
- ・ 耕作の有無に関わらず土地台帳に届出がされていれば、賦課金の対象となります。

よくある質問 /

Q1 田んぼをやっていませんが払わなければなりませんか？

大井川土地改良区の受益地である限り、用水の供給を受ける権利があることから耕作の有無に関わらず賦課金の対象となりますのでご理解をお願いします。

Q2 田んぼを貸してあるのですが賦課金はどうしたらいいですか？

基本的には土地所有者に賦課金の納付義務がありますが、貸借の場合、当事者同士が了解の上であれば賦課金の納付者を変更することができます。変更する場合は下記の届出をお願いします。

賦課金の納入は口座振替が便利でお勧めです

口座振替により、土地改良区又は各取扱金融機関の窓口に行って納入する手間が省けます。また、納入忘れも防げます。

取扱金融機関

- ◎県内農業協同組合 ◎静岡銀行 ◎スルガ銀行 ◎清水銀行 ◎島田掛川信用金庫
- ◎しずおか焼津信用金庫 ◎静岡県労働金庫 ◎東日本信漁連静岡支店 ◎ゆうちょ銀行

本年度の農地転用決済金は 1㎡ 170円 です

本土地改良区が管理している幹線用水路等の維持管理費は、賦課金等により賄っているため、農地転用等により受益地が減少すると賦課金収入も減少し、その分、残った組合員への負担が過重になります。これを防ぐために、農地転用等により受益地から除外する際は、決済金が必要になります。これは、公共事業（道路等）による農地の転用についても同様です。

こんな時は必ず届出をお願いします。

組合員の変更

- ◎農地の移動（売買・賃貸借・交換等）
- ◎農業者年金等による経営移譲
- ◎贈与または相続による名義変更
- ◎住所の変更

農地の転用

- ◎田んぼを宅地・畑等に転用
- ◎公共用地（道路等）買収による転用
- ◎土地区画整理事業による転用
- ※ 農地転用の際は土地改良区の規定により、転用土地に対し決済金を納付していただくこととなります。

土地改良施設等の使用

- ◎雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- ◎土地改良施設を出入り口等に他目的使用
- ※ 土地改良施設等の使用の際は土地改良区の規定により使用料を納付していただくこととなります。

組合員の資格得喪の通知

農地転用等の通知書

他目的使用申請書

ホームページから各種申請書類をダウンロードできます。
<http://www.ooigawa-yousui.jp>

